

横浜市薬剤師会のご案内

一般社団法人 横浜市薬剤師会

〒235-0007 横浜市磯子区西町14番11号

神奈川県総合薬事保健センター4階

Tel 045(761)7840

Fax 045(754)3000

1 目的

横浜市薬剤師会(略称「市薬」)は、薬剤師及び薬事関係者を会員とする組織であり、会員の倫理的かつ学術的水準の向上並びに薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、横浜市民の保健と福祉の増進、地域社会の健全なる発展に寄与することを目的とする、非営利型の一般社団法人です。

2 会員・組織

- ・ 会員の資格は、横浜市内に居住し、又は勤務する薬剤師及び薬事関係者です。現在の会員数は約1,800名となっています。
- ・ 役員は理事25名以上35名以内で、監事2名以内で、理事の内、会長1名、副会長4名以内、常務理事7名以内となっています。

3 事業活動

(1) 行政等からの受託・協力事業

横浜市や医療関係団体等から次の各種事業を受託して、薬剤師の専門知識・技術、経験を活用し、保健・医療・福祉の分野で公益的な活動を行い、市民生活に寄与しています。

- ・ 夜間急救医療センター(桜木町、北部、南西部の3ヶ所)、休日診療所への出勤
- ・ 災害医薬品備蓄管理(災害時の医薬品の備蓄管理等)
- ・ 災害用井戸水の水質検査
- ・ 医療廃棄物回収システム事業(在宅の使用済み注射針や不用医薬品の回収)
- ・ 学校プール、給食場給湯水等の水質検査(学校薬剤師としての活動)
- ・ 水害時衛生対策事業(水害時の防疫薬剤の頒布、指導)
- ・ 公衆浴場浴槽水の水質検査(レジオネラ属菌の検査)
- ・ 禁煙支援薬局(禁煙相談)

(2) 地域活動(地域薬剤師会にも加入した場合)

- ・ 各地域薬剤師会では、単独に又は区役所や保健・医療・福祉の関係団体と協力して、区民を対象に講演会やイベントを開催し、薬に関する健康教育・啓発事業を行っています。高齢者については、毎年高齢者福祉大学(老人クラブ連合会主催)に地域の会員が講師として参加しています。
- ・ 地域ケアプラザ等の運営委員や介護保険認定審査委員を務めている会員も多数います。

(3) 横浜市等行政との連絡窓口としての役割

薬剤師会としての市予算要望や各種受託事業関連の要望を行ったり、法規、制度の改正等薬務行政に関する資料を行政当局より直接入手し、必要事項を支部経由で会員に情報提供しています。

(4) 会員を対象とする研修事業

横浜市薬剤師会単独の研修会(市薬研修会)や神奈川県病院薬剤師会との共催の研修会(市薬・県病薬研修会)を年に数回開催し、会員の知識向上に努めています。

各地域薬剤師会でも、実務内容を取り入れた研修会等を開催しています。

薬学6年制に対応した薬局実務実習研修を開催しています。

(5) 会報発行

年3回程度、会報を発行し、各種会議・委員会の報告、支部の活動報告、研修会報告、行政からのお知らせ、メーカー提供の薬事情報、会員からの投稿記事等を掲載し、会員の便宜に供しています。

4 会員の特典

- ・ 会員を対象とする「市薬研修会」、「市薬・県病薬研修会」等は定期的に開催され、一流の講師による新薬の紹介や新しい薬学界の動き等を無料で聴講できます。
- ・ 夜間急病センター、休日診療所への出勤(出勤手当有り)は、横浜市薬剤師会の会員に限られます。
- ・ 行政等と連携した各種地域活動への参加、薬剤師としての各種保健・医療・福祉関連の横浜市行政審議機関への参加は、横浜市薬剤師会の会員に限られます。
- ・ 行政からの連絡や通知は、横浜市薬剤師会事務局を通じてなされるので、薬剤師としての重要な情報を見逃すことの心配はなくなります。
- ・ 学校薬剤師は、横浜市薬剤師会の会員に限られます。
- ・ 横浜市薬剤師会主催の薬学6年制に伴う薬学生薬局実務実習研修に参加できます。
- ・ 市薬の推進している使用済み注射針や不用薬品の回収事業に協力薬局として参加できます。
- ・ 個人の保険薬局調剤室の固定資産税減免手続や薬剤師届様式、横浜市関連の保険請求用紙送付についての各種会員向けサービスを事務局経由で受けることができます。
- ・ 市医師会、市病院協会、市歯科医師会の協力を得て作製した市薬特製の安価な会員限定のお薬手帳を入手できます。
- ・ 会報は会員に事務局より年3回郵送されます。

5 入会手続・入会金・会費等

- ・ 事務局に入会申込書の送付を依頼し、送付された入会申込書に必要事項を記入の上、当該地域薬剤師会の担当者に入会申込書を提出、担当者の捺印を受け(写真3×4cmも要)事務局へ郵送してください。
 - ・ 入会金等は事務局へ直接お支払い頂くか、郵便振込みにてお支払いください。
- 年度の中途に入会した会員の会費は、入会月の翌月からその年度の最終月の分までについては、月割相当額に加入月数を乗じた額とし、この法人から直接本人に請求する。その後の次の年度からは、地域薬剤師会を經由して納入するものとする。
- ・ 入会次年度からの会費は半期ごとに地域薬剤師会で徴収していますので、詳しくは当該地域薬剤師会の担当者にご相談ください。

また、会費は期途中での退会の場合、清算返還はいたしておりません。

・入会金・会費等

	入会金	会費年額(半期 納入額)
正会員Ⅰ	50,000円	34,400円(半期17,200円)
正会員Ⅱ	20,000円 又は10,000円	5,600円(半期 2,800円)
賛助会員	10,000円	9,200円(半期 4,600円)

- * 正会員Ⅰの薬局に勤務する正会員Ⅱの入会金は10,000円とし、当分の間免除する。それ以外の正会員Ⅱの入会金は20,000円とする。
- * 正会員Ⅰである薬剤師又は薬剤師でない開設者が薬局を増設する場合、入会金は、20,000円とする。

会員証発行費用	2,000円
---------	--------

入会届と一緒に3×4cmの証明書用(上半身脱帽)の写真のご提出願います。

-----お問い合わせは、ご遠慮なく事務局まで-----

一般社団法人 横浜市薬剤師会事務局

Tel 045(761)7840

Fax 045(754)3000

URL:<http://www.hamayaku.or.jp>